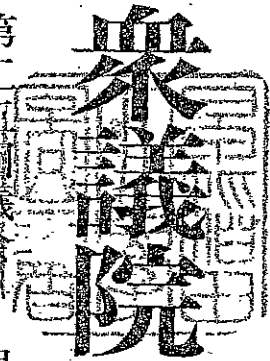


141  
3  
21

帝國  
議會

第二  
回  
議會



衆議院  
議事速記錄

明治三八年

東京大学出版会



段々イテ是ハ研究問題ヲアル、詰リ其中ノ何レカ共ニ一ヲ教育スルト云フノカ、必ズ  
劍術ト云フコトヲ入レテカ、劍術ヲ正科ニ入レテカ、レバナラズト云フ、譯テハナイノデア  
又柔術ト云フモノヲ入レテカ、必ズ柔術ヲ入レテカ、レバナラズト云フ、ナイノデア、研  
究ノ餘地ハ十分、當局者ニ任セル、サウシテ一應、研究ノ上ニ編入シテ、實ニ其方宜  
イデアナイカト云フ、提出者ノ一、修正者ノ意見デア、又提出者ノ意見ハ此形ト云フ  
又ニ致シテハ、成ルベク此形ヲ先キ入レテ、サウシテ段々之ヲ練習シテ上ニ、劍術若  
クハ柔術ヲ入レテト云フ、意デア、ケレドモ、左程重キテ置カナイコトデア、サレバ、寧  
之ヲ入レテ宜カラ、ソレニ付、政府委員ニ御相談ヲ致シマシテ、政府委員ノ方  
御答ニハ、此劍術ノ形、柔術ノ形ト云フコトニ付、ハ、文部省ニ於テハ、未ダ研究ノ足ラ  
イ、是ハ十分必要ト云フコトハ、思ヘ、居リマシケレドモ、マダソレ程ニ研究ハ致シテ居  
ス、併テ、本年ノ三月ニ高等師範學校ニ於テ、全國ノ體操教師ヲ召集シ、ニハ、  
劍術ノ形ト柔術ノ形ヲ其體操科ノ先生ニシテ、學ニサセ、置クト云フコトニ致シマシ、  
ニハ、高等師範學校ノ内ニ全國ノ體操ノ教師ニハ、其形ヲ覺ニサセ、置クコトヲ居ル、唯  
云フコトデア、ソレヲハ、文部省ノ當局者、此必要アルコトヲ云フコトハ、認メテ居ル、唯  
之ヲ實地ニ應用スル場合ニハ、尙、體操科ノ如キモノヲ、文部省ノ當局者ノ見解コトハ、  
イデアアルカ、ドウデア、又柔術ノ形ノヤウニモ、應用ハドウデア、ト云フコトヲ疑  
居ル、併テ、文部省ノ當局者ノ御答デア、贊成ヲモナシ、反對デア、俄ニ贊成  
ヲスルコトハ、出來ナイケレドモ、又、是ガ建議ニシテ、カ、反對ヲスルコトヲ、  
マセ、要スルニ、慎重ニ之ヲ研究シ、丁寧細切ニ之ヲ研究シテ、他日ノ方宜シト云  
フコトニナルトナラ、編入スル精神デア、斯ク云フノデア、アリマスカ、私共ガ此政府委  
員ノ意中ヲ付度致シマシテモ、反對ト云フコトハ、ナイノ、寧ロ其必要アル居ル考モ  
アルノデア、アリマスカ、是ハ委員會ノ經過ガ、ケ、ドウサ、云フ譯、以上ハ委員  
長ノ報告デアリマスカ、私ハ個人トシテ、特ニ諸君ニ、滿場一一致ヲ以テ、本案ニ贊成ヲ願  
ス

〔採決々々〕ト呼フ者アリ

〔星野仙藏君登壇〕

○星野仙藏君 私人種々簡單ニ申述ベマス、私ハ此本案ノ理由ヲ一讀會ノ初ニ説明  
ヲ致サズニシマシタカラ、聊カチヨト申述、テ置ク必要カララト思フ、此案ハ昨二十  
一讀會ニ提出致シマシタ案ニ、少シク改良ヲ致シテアリマシ、其趣旨ハ於テハ聊カ變リハナ  
イ案デアリマス、殊更茲ニ其理由ヲ、略シ申述、ヘルマデモ、  
私ハ申述、ベマシテ理由、既ニ御承知ノコトデア、ラウト思ヒマス、又理由、二十一讀會ニ於テ  
リマシカラ、私ガ此處ニ於キマシテ、願フ長シク、賢明ナル諸君ニ對シ、御清聴ヲ願フ、  
云フコトハ、甚ダ、願フ、モアリマシ、又本案ニ付キマシテハ、委員會ニ於キマシテ、説明  
ヲ致シテ置キマシタカラ、既ニ御承知ノコト、思ヒマス、多ク、要シマセ、併、  
昨二十一日讀會ニ提出、テ、更ニ、再、本讀會ニ提出致シマシ、ハ、昨二十  
一讀會ノ委員會ニ於キマシテ、政府委員ノ希望ニ基キマシテ、改良致シ、モ、デア、  
スルカラ、昨年ノ案ト異ナル點ヲ、委員會長ヨリ申述、テ、アリマスカ、私ガ聊カ申述、  
ベ

官報附外 明治三十九年三月十四日 衆議院議事速記第十五號 二年兵役制ニ關スル建議案

テ置キマス、昨年ノ案ハ、柔術ヲ入レテ、中學一年生乃至二年生ハ、專ラ、體操練習ヲ習ハシ、其以  
テ、體操練習、劍術、柔術ヲ、加ヘ、中學一年生乃至二年生ハ、專ラ、體操練習ヲ習ハシ、其以  
上ノ學生ニハ、劍術、柔術ヲ、練習セシム、然ルニ、本案ハ、之ヲ、少シク改良シマシ、  
學程度ノ、諸學校ニ、體育正科トシテ、劍術ノ形ヲ、體操科ニ、練習セシム、又、柔術ノ形ヲ、  
ノ、何レカ、一ヲ、練習セシム、聊カ、進ヒテ、アリマス、其、體操練習、ト云フ、ハ、是ハ、一  
ニ、申シマシ、ト云フ、日本式ノ、劍術、練習、中、何レカ、一ヲ、新、規、ニ、當、局、者、ニ、於、テ、調、査、  
定、ノ、法、ヲ、設、テ、正、科、ト、シ、テ、練習、セシ、ム、ト、云、フ、次、第、者、於、テ、調、査、  
道、ト、當、局、者、宜、シ、ク、之、ヲ、督、勵、ス、モ、特、ニ、簡、易、ニ、案、テ、アリ、マ、シ、テ、只、今、委員、長、ノ、報  
告、ノ、如、ク、少、シ、ク、修、正、テ、加、ヘ、テ、滿、場、一、致、ニ、可、決、致、シ、タ、ノ、コ、ト、イ、マ、ス、カ、  
御、贊、成、ア、ラ、ン、コ、ト、ヲ、希、望、致、シ、マ、ス

〔委員長ノ報告通過讀會〕ト呼フ者アリ

〔採決々々〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 委員長ノ報告通り、御議決ハアリマセカ  
○議長(杉田定一君) 御議決ハアリマセカ、委員長報告通り決シマシ、議事  
日程第二十二二年兵役制ニ關スル建議案、委員長報告——征矢野半彌君

第二十 二年兵役制ニ關スル建議案(角田眞平君 委員長報告)

〔征矢野半彌君登壇〕

○征矢野半彌君 二年兵役建議案ニ於キマシテハ、是ハ國家ノ兵力ニ重大ナル關係  
ヲ持テタル建議デアリマスカ、委員會ニ於キマシテモ、餘程慎重ニ調査ヲ致シマシ、會  
ヲ開クコトニ度、提出者ヨリモ、幾ク意見ヲ述ベラレ、又陸軍大臣モ、秘密會ヲ開キマシ、  
群シク意見ヲ述ベラレ、デアリマス、其結果、竹越與三郎君ヨリ、斯ク云フ、否決論ガ出マシ、  
三月二日征矢野半彌君ノ質問ニ對シ、陸軍大臣寺內正毅君ハ、現行法律ノ範圍内ニ  
スルヲ以テ、此ノ建議ノ必要ニキ、認メテ之ヲ否決ス、斯ク云フ、勸諭ガ出マシ、提出者  
ニ、名、ヲ、除、ク、外、他、ニ、建、議、者、ガ、最、初、提、出、ノ、際、ニ、贊、成、ヲ、要、シ、マ、シ、テ、又、贊、否、ノ、理、由、  
述、ベ、マ、セ、ス、又、陸、軍、大、臣、ヨ、リ、此、事、ニ、付、テ、反、對、致、シ、マ、シ、タ、ル、コ、ロ、ノ、簡、條、ハ、頗、ル、  
會、テ、長、ク、ア、リ、マ、シ、タ、要、ス、ル、ニ、二、年、兵、役、制、ノ、コ、ト、ニ、付、キ、マ、シ、テ、ハ、軍、事、專、門、家、ト、シ、テ、之、  
論、ヲ、マ、ス、レ、バ、大、イ、ニ、利、害、ノ、研、究、ヲ、要、ス、ベ、キ、餘、地、ガ、海、山、ア、ル、サ、リ、ナ、ガ、ラ、國、家、財、政、ノ、關、係  
ト、相、顧、ミ、ル、ト、コ、ロ、ガ、ア、ラ、ズ、先、テ、試、験、的、ニ、十、分、此、事、ヲ、實、行、ス、ル、ト、云、フ、ノ、カ、大、體、ノ、論、  
リ、マ、シ、タ、然、ラ、バ、步、兵、ノ、外、ニ、於、テ、ハ、二、年、兵、役、ト、ス、ル、コ、ト、ハ、出、來、ナ、イ、ノ、デ、アル、コ、ト、云、フ、コ、ト、  
質、問、致、シ、テ、見、ル、ニ、步、兵、ノ、外、ノ、科、ニ、於、テ、モ、例、ハ、ハ、重、兵、ノ、如、ク、ニ、於、キ、マ、シ、テ、ハ、馬、  
八、間、ト、ノ、關係、ガ、カ、シ、カ、シ、モ、ナ、ラ、ズ、馬、ヲ、練習、ス、ル、ノ、ガ、ム、カ、シ、イ、タ、メ、ニ、直、チ、二、一、年、兵  
役、ニ、重、重、兵、ヲ、ス、ル、ト、云、フ、ノ、カ、餘、程、困、難、デア、ル、サ、リ、ナ、ガ、ラ、政府ノ反對理由ノ中ニ、於キ  
マシ、テ、ハ、法律ヲ以テ、徵兵令ヲ改正シ、テ、二年兵役ニスルコトヲ反對ノ理由ノ中ニ、於キマ